

令和 7 年度
グ リ ー ン 経 営 認 証
助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者がグリーン経営を推進する認証機関の認証制度について、認証登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 グリーン経営を推進する認証機関とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第 5 条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第 4 条 本要綱に定める助成事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 7 日までとする。
ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(助成金額)

第 5 条 助成金額は、会員事業者の奈良県内営業所でグリーン経営認証登録の取得または更新に要した費用のうち、1 社 3 0, 0 0 0 円とする。ただし、要した費用がこの額に満たないときはその金額を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式 1 の「グリーン経営認証助成金交付申請書」を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請には、前項の様式 1 で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

- 1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。